平成２１年（フ）第１１１５号
東京都福生市北田園２丁目１番地12ビューハイム北田園101号室
債務者　江島　徳昭
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０７３号
東京都町田市木曽東３丁目１番23号コーポ長島103
債務者　齊藤　敏文
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１２２号
東京都八王子市横川町108番地横川町住宅12―502
債務者　志村　良人
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１２７号
東京都狛江市中和泉３丁目12番３号パインハウス狛江204
債務者　髙橋　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１６４号
東京都練馬区北町５丁目10番17―303号
債務者　野村　文也
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９０８８号
埼玉県東松山市大字石橋1792―26
債務者　大向　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２２９７０号
東京都中央区銀座６丁目２番１号
破産者　株式会社サーブ・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２９４号
東京都港区西新橋３丁目11番６号
破産者　株式会社ヒューマンネット
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２６９号
神奈川県横浜市都筑区大熊町187番１号
破産者　株式会社クリエイション
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６００４号
埼玉県三郷市さつき平１丁目５－２―715
破産者　金野　勝昭
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３０１号
東京都港区西麻布４－７－６―201、住民票上の住所大阪府岸和田市東ケ丘町808―829
破産者　鎌田　克己
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６６９８号
千葉県市原市西広２丁目11－５、開始決定時の住所千葉県市原市五井9038
破産者　木村理恵子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７７３９号
東京都台東区東上野１丁目14番13号
破産者　有限会社テクノグローバル
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８９９号
東京都葛飾区西新小岩４丁目21―21―305
破産者　小貝　恭子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９３１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷1132番地11
破産者　有限会社遠藤総建
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９３２号
東京都武蔵村山市大南３丁目69―25
破産者　遠藤　　久
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９３８号
東京都豊島区池袋３丁目59―12―302
破産者　高橋　吾子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２１１号
神奈川県大和市大和南１丁目９－３―201
破産者　松原　繁明
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部